

競争的対話の進捗状況



現場確認・資料閲覧（2回）

運営権設定対象施設について、現場確認及び事務所での資料閲覧を行った。1回目は県が設定した行程で実施し、2回目は各参加者が希望の行程を提出して実施した。



県庁ヒアリング（3回）

対面によるヒアリングを行い、主に募集要項、要求水準書(案)、モニタリング基本計画書(案)、優先交渉権者選定基準の内容について事前質問を受け、回答する。

※ 1～2回目は各社1日、3回目は各社2日ずつ実施。

競争的対話（3回）

対面により実施契約書(案)及び基本協定書(案)の記載内容および解釈、修正提案をしたい場合の県の見解、各ヒアリングを通じて確認された内容の細部、誤謬等の確認を行う。

また、提案内容について、県に対して見解等を確認することができる。特に、附帯事業及び任意事業に係る提案は、1回目または2回目において県庁担当課に提示することができ、県は必要に応じて関係機関へ照会等を行う。

※ 各回、各社2日ずつ実施する。



事務所ヒアリング

県の事務所職員等に対する対面のヒアリングを実施し、主に運営権者への引継対象業務に直接関連する事項について確認を行った。